

湘南ヘルスイノベーションパークの環境保全に関する協定書
に係る覚書の一部改定について

鎌倉市、アイパークインスティテュート株式会社、及び三井住友信託銀行株式会社は、三者間の令和5年4月21日最終改定「湘南ヘルスイノベーションパークの環境保全に関する協定書に係る覚書」第2条第1項第2号に掲げる別表2につき、以下の改定理由に記載の法令に従った管理を行っているところ、当該法令改正を踏まえて、別表2に記載の基準の一部を見直した結果、別表2を別紙のとおり改めることに合意する。

【改定理由】

「下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号。同年1月4日公布、同年4月1日施行）」により下水道法施行令第9条の4に掲げる六価クロム化合物についての特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準が0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに改正されたため、別表2の水質汚濁に係る管理目標を0.25 mg/Lから0.1 mg/Lに改定する。

本改定は合意の日付にかかわらず、令和6年4月1日に遡って効力を生じることとする。

令和6年6月11日

鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

藤沢市村岡東二丁目26番地の1
アイパークインスティテュート株式会社
代表取締役社長 藤本 利夫

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目33番1号
支配人 高岡 良典

別紙

別表2 水質汚濁に係る管理目標

単位 mg/L (※の項目は除く)

項 目	法令基準	管理目標	測定頻度
生物化学的酸素要求量(BOD)	600	300	1回/月
全有機炭素(TOC)	—	250	常時
浮遊物質(SS)	600	300	1回/月
水素イオン濃度(pH) ※ (単位は無し)	5～9	5.8～8.6	常時
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5	2.5	1回/月
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油含有量)	30	15	1回/月
フェノール類	0.5	0.25	1回/月
銅及びその化合物	1	0.5	1回/月
亜鉛及びその化合物	1	0.5	1回/月
鉄及びその化合物(溶解性)	3	1.5	1回/月
マンガン及びその化合物(溶解性)	1	0.5	1回/月
クロム及びその化合物	2	1	1回/月
ニッケル含有量	1	0.5	1回/月
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380	190	1回/月
沃素消費量	220	110	1回/月
温度 ※ (単位℃)	45	40	常時

カドミウム及びその化合物	0.03	0.015	1回/月
シアン化合物	1	0.5	1回/月
有機燐化合物	0.2	0.1	1回/月
鉛及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
六価クロム化合物	0.2	0.1	1回/月
砒素及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0025	1回/月
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	1回/月
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0015	1回/月
トリクロエチレン	0.1	0.05	1回/月
テトラクロエチレン	0.1	0.05	1回/月
ジクロロメタン	0.2	0.1	1回/月
四塩化炭素	0.02	0.01	1回/月
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.02	1回/月
1,1-ジクロロエチレン	1	0.5	1回/月
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.2	1回/月
1,1,1-トリクロロエタン	3	1.5	1回/月
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.03	1回/月
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.01	1回/月
チウラム	0.06	0.03	1回/月
シマジン	0.03	0.015	1回/月
チオベンカルブ	0.2	0.1	1回/月
ベンゼン	0.1	0.05	1回/月
セレン及びその化合物	0.1	0.05	1回/月
ほう素及びその化合物	10	5	1回/月
ふっ素及びその化合物	8	4	1回/月
1,4-ジオキサン	0.5	0.25	1回/月
ダイオキシン類 ※ (単位pg-TEQ/L)	10	5	1回/年

備考 1 測定場所は、最終排水貯留槽とする。

2 測定方法は、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に定める方法とする。